

里庄町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年10月9日（金）午後1時27分から午後1時38分
2. 開催場所 里庄町役場 2階 第2会議室
3. 出席委員 11人

出席委員及び欠席委員の番号、氏名

職 名	番号	氏 名	出欠の別	職 名	番号	氏 名	出欠の別
委 員	1	磯田 博之	出	会長職務代理者	8	平野 耕平	出
〃	2	岡村 咲津紀	〃	委 員	9	平野 俊一	〃
〃	3	高田 卓司	〃	会 長	10	吉田 龍平	〃
〃	5	高田 光國	〃	推進委員	1	遠藤 和宏	〃
〃	6	中務 智紀	欠	〃	2	大内 紀章	〃
〃	7	仁科 義弘	出	〃	3	神原 公子	〃

4. 欠席委員 1人

5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会議書記の指名

日程第3 議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の承認について

議案第25号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見及び許可の承認について

6. 会議の概要

議 長

ただ今から令和8年第10回総会を開会いたします。

本日の出席委員は、農業委員8名、推進委員3名の計11名であり、総会開催の定足数に達しており総会は成立しております。

議事日程第1の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、8番平野耕平委員、9番平野俊一委員にお願いいたします。

議事日程第2の会議書記の指名を行います。

本日の会議書記には農業委員会事務局職員の●●氏を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

今回上程されています、議案第24号、農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の承認について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは議案第24号について、ご説明いたします。

整理番号は、36でございます。

本件は、農地の所有権移転に係る農地法第3条に基づく所有権移転許可申請でございます。

譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は、2筆、地目は畑、面積は、計1,450㎡です。

今回、譲受人が増反を目的に、所有権を取得するため申請が行われました。

小作人の有無、全ての農地が耕作されるか、耕作に必要な農作業に常時従事するか、当該農地を継続的に利用することができるかどうかなど、許可要件は満たしていると思われます。

以上です。

議 長

事務局からの説明が終わりました。

次に、現地調査の結果について、●番●●●●委員よりご報告します。

● 番

申請地は、●●分館に位置し、現在、一部の農地は耕作している状況です。

譲受人が増反を目的に申請がありました。

譲渡人が、今後維持管理していくのが難しいということで、譲受人との間で話がまとまったもので、特に問題ないと思います。

元々、譲渡人が里庄に住んでいて、譲受人と懇意にされていて、耕作している畑も譲受人が管理をしている状況です。

竹林原野化している農地は、耕作できるよう、譲受人が修復する予定のようです。

以上です。

議 長 ただいまの事務局説明、農地法第3条の案件について、質問、意見等ございますか。

質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに、賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、整理番号36は、許可と決定します。

続きまして、整理番号37について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは整理番号37について、ご説明いたします。

本件は、農地の所有権移転に係る農地法第3条に基づく所有権移転許可申請でございます。

譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は、2筆、地目は畑、面積は、計395㎡です。

今回、譲受人が増反を目的に、所有権を取得するため申請が行われました。

小作人の有無、全ての農地が耕作されるか、耕作に必要な農作業に常時従事するか、当該農地を継続的に利用することができるかどうかなど、許可要件は満たしていると思われます。

以上です。

議 長 事務局からの説明が終わりました。

次に、現地調査の結果について、●番●●●●委員よりご報告します。

● 番 申請地は、●●分館に位置し、現在、耕作していない状況です。

今回、譲受人が増反を目的に、所有権を取得するため申請が行われました。

譲渡人が、今後維持管理していくのが難しいということで、譲受人との間で話がまとまったもので、特に問題ないと思います。

以上です。

議 長 ただいまの事務局説明、農地法第3条の案件について、質問、意見等ございますか。

質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに、賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、整理番号37は、許可と決定します。

続きまして議案第25号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に

事務局 対する意見及び許可の承認について、事務局より説明をお願いします。
それでは議案第 25 号について、ご説明いたします。
整理番号は、38 及び 39 でございます。
本件は、農地の使用目的の変更、及び、所有権移転に係る農地法第 5 条に基づく申請でございます。
譲受人は、全て●●●●さんです。
整理番号 38 は、譲渡人●●●●さんです。
申請地は、農業振興地域内の白地区域にあり、4 筆で、地目は田、面積は計 1,564 m²です。
整理番号 39 は、譲渡人●●●●さんです。
申請地は、農業振興地域内の白地区域にあり、1 筆で、地目は田、面積は計 602 m²です。
今回、譲受人が、露天資材置場及び駐車場の整備を目的に申請が行われました。
以上です。

議 長 事務局からの説明が終わりました。
次に、現地調査の結果について、●番●●●●委員よりご報告します。

● 番 申請地は、●●分館に位置し、現在、一部の農地は耕作している状況です。
隣接地への被害防除計画の内容ですが、土砂等の流出については、隣接地との境界部分に擁壁を設置し、土砂が流出しないように計画されています。
雨水については、隣接地との境界に排水路を設け、既存の水路に接続します。
生活排水については、露天資材置場のためありません。
近隣農地への日照及び通風については、露天資材置場ですので、影響はないと判断します。
以上です。

議 長 次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、説明してください。

事務局 農地の区分は、第 2 種農地と判断しております。
転用目的は、露天資材置場であり、適当であると考えます。
資力及び信用についてですが、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、また、必要な資金額についても適当であると考えます。
転用行為の妨げとなる小作権等の権利を有する者の有無でございしますが、農地基本台帳を確認しても小作人等はいないため、存在しないと判断

します。

許可を受けた後、遅滞なく、申請に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、申請者から聴取した結果、許可後速やかに施工したいとの事であり、問題ないと考えております。

申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がなされなかった時又は処分の見込みがない場合は許可しないことになっていますが、これらの条件は該当しないと考えております。

申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、申請書等の内容を確認したところ適正であると考えます。

転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼすおそれがある場合には許可しないこととなっていますが、本件は特に支障がないと判断します。

また、今回の転用は、集団農地の分断には当たらないと判断します。

以上です。

議 長

ただいまの事務局説明、農地法第5条の案件について、質問、意見等ございますか。

質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに、賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第25号、整理番号38及び39は、許可と決定します。

以上をもちまして、令和8年第10回総会を閉会いたします。